

証券コード 259A
(発送日) 2025年12月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年12月4日

株 主 各 位

名古屋市千種区猫洞通三丁目9番地
株式会社ケイ・ウノ
代表取締役社長CEO 青木興一

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.k-uno.co.jp/ir/meeting/>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/259A/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月25日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話での操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月26日（金曜日）午前10時
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項 報告事項 1. 第35期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第5号議案 従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2024年10月1日から)

(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、原材料・エネルギー価格の高騰や円安を背景とした物価上昇などの影響を受けた一方で、企業の積極的な賃上げによる所得環境の改善が進み、個人消費に持ち直しの動きが見られました。さらに、物品購入や飲食を中心としたインバウンド需要の拡大も景気を下支えし、全体では緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中国経済の先行き懸念、米国の通商政策をきっかけとした世界経済の減速など、景気の下振れリスクも存在しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

宝飾品業界におきましても、富裕層を中心とした高額品の販売が堅調に推移した一方で、消費者の根強い節約志向から、日常使いの宝飾品の販売は引き続き軟調に推移いたしました。また、賃金の上昇に加え、長期的に上昇傾向にあった金価格に続き、2025年6月にはプラチナ価格が急騰するなどのコスト増加が影響し、宝飾品業界全体として厳しい事業環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、「オーダーメイドでお客様に特別な感動と喜びを贈り続ける」というパーソナリティを掲げ、顧客満足度のさらなる向上を目指し、質の高いサービスとともに強化に取り組んでまいりました。

当社におきましては、『手軽なオーダーメイド』の継続的な訴求に加え、2025年1月に立川店を新規オープンいたしました。また下半期にはWEBマーケティング施策を強化し、新規顧客の獲得に注力するとともに、顧客のニーズや嗜好に合わせたきめ細やかな対応でのリピート顧客の拡大、消費者のニーズに合わせた幅広い価格帯の新作開発、新作発売に合わせたフェアの実施等が奏功し、売上高は前連結会計年度を上回りました。加えて、当連結会計年度より開始した中国本土へのグローバル展開も順調に推移いたしました。

一方で、地金価格の急騰による原材料費の上昇、働きやすさ向上を目的

とした人事施策に伴う人件費の増加、広告宣伝費の重点的投下などにより経費が増加し、増収減益となりました。

子会社である株式会社ユートレジャーにおきましては、顧客ニーズを的確に捉えたマーケティング戦略の実施によりブライダルジュエリーの販売を強化し、より多くのお客様から支持を得ることができました。また、探し活ニーズに合わせた商品の拡充として、VTuberや話題作のアニメ・漫画・ゲームなどのライセンスをいち早く取り入れた新作商品を展開するとともに、既存ライセンス商品のラインナップの拡充にも努めました。さらに、貴金属製フィギュア、コイン、アクリルスタンドなどジュエリー以外の分野にも積極的な商品展開を行い、特に地金相場の高騰も相まって純金製や18金製商品が高い人気を集めました。

タイの子会社であるU-International Factory Co.,Ltd.におきましては、当社グループ内における受注量増加に対応するため、製造用機械の設備投資に加えて職人の増員・教育を実施したことで、生産量の増加と製造効率の向上を実現いたしました。また、今後の受注量増加にも耐えうる体制構築として、今まで以上に高い水準での労働環境の整備を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,004,176千円(前期比5.2%増)、営業利益102,807千円(前期比60.8%減)、経常利益75,584千円(前期比67.7%減)となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は22,803千円(前期比86.3%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中においては、立川店新規出店及び鋳造機などの生産設備取得により、設備投資の総額は73,348千円となっております。

なお、当社グループは製造小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として300,000千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2022年9月期)	第33期 (2023年9月期)	第34期 (2024年9月期)	第35期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	5,823,240	6,170,243	6,656,533	7,004,176
経常利益(千円)	26,244	167,449	234,235	75,584
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	33,860	80,253	166,130	22,803
1株当たり当期純利益(円)	35.90	85.09	176.13	21.87
総資産(千円)	3,981,202	4,332,428	4,404,187	4,542,097
純資産(千円)	786,852	865,504	1,020,683	1,269,632
1株当たり純資産(円)	834.24	917.63	1,082.15	1,203.21

- (注) 1. 当社では、第34期より連結計算書類を作成しております。なお、第32期及び第33期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づき連結財務諸表を作成しておりますので、連結計算書類は作成しておりません。
2. 当社は、2024年6月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2022年9月期)	第33期 (2023年9月期)	第34期 (2024年9月期)	第35期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	5,461,003	5,861,931	6,334,716	6,498,301
経常利益(千円)	37,178	211,074	261,777	35,352
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	44,386	43,810	177,545	△82,712
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	47.06	46.45	188.24	△79.32
総資産(千円)	3,826,796	4,156,563	4,240,032	4,274,158
純資産(千円)	857,759	901,570	1,079,116	1,219,923
1株当たり純資産(円)	909.41	955.86	1,144.10	1,156.11

- (注) 当社は、2024年6月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ユートレジャー	10,000千円	100.000%	ジュエリー及び時計の小売事業
U-International Factory Co., Ltd.	400万バーツ	97.475%	ジュエリーの製造事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下について経営課題として認識しております。

①国内事業の伸長

当社グループが継続的に成長をするためには、国内事業の伸長が重要であると認識しております。当社の強みであるオーダーメイドビジネスが持つ高い付加価値力を活かし、お客様お一人おひとりの多様なニーズに合わせて100%満足いただける商品をご提供することで他社との差別化を図り、LTV（顧客生涯価値）の向上と企業価値の最大化を図っています。また、高い成長性や話題性を持つIP（知的財産）の力を掛け合わせ、推し活ニーズに合わせたライセンス商品の積極的な展開も行うことで、当社グループの更なる拡大を進めてまいります。

②海外事業の拡大

当社グループが更なる成長をするためには海外事業の拡大が重要であると認識しております。そのため、オーダーメイドやIP（知的財産）の力を活かし、既存展開地域での新規出店や代理店等の販路拡大に加え、現地ニーズに合わせた商品展開や開発により売上の獲得を図ってまいります。

③優秀な人材の確保及び育成

当社グループは、今後更なる事業拡大を推進するためには、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。したがって、従業員の定着率を高めるための人事制度の整備及び教育の強化に努め、積極的に活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。

④コーポレート・ガバナンス機能の強化

当社グループは、継続的な事業の発展のためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化が必要であると認識しております。全てのステークホルダーから信頼される企業となれるよう、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

宝石及び貴金属の加工販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年9月30日現在)

① 当社

本社 名古屋市千種区

新宿オフィス 東京都新宿区

店舗

都道府県	店舗
愛知県（4店舗）	本店、栄店、クロスマール豊川店、名古屋駅前店
岐阜県（1店舗）	岐阜店
静岡県（2店舗）	浜松店、静岡店
石川県（1店舗）	金沢店
東京都（9店舗）	自由が丘店、銀座本店、銀座中央通り店、表参道店、町田店、新宿店、ジュエリースタジオ新宿、池袋店、立川店
神奈川県（2店舗）	横浜本店、横浜元町店
埼玉県（1店舗）	大宮店
千葉県（2店舗）	柏店、千葉店
北海道（1店舗）	札幌店
宮城県（1店舗）	仙台店
大阪府（2店舗）	心斎橋店、梅田店
京都府（1店舗）	京都店
兵庫県（1店舗）	神戸店
岡山県（1店舗）	岡山店
広島県（1店舗）	広島店
福岡県（1店舗）	福岡店
沖縄県（1店舗）	沖縄おもろまち店

工場

オーダーメイド工房 横浜市港北区

山梨工場 山梨県甲斐市

名古屋工房 名古屋市千種区

② 株式会社ユートレジャー

本社 名古屋市千種区

新宿オフィス 東京都新宿区

池袋店 東京都豊島区

③ 慶吾柔璞琳夢股份有限公司
 本社 台湾台北市
 台北忠孝旗艦店 台湾台北市
 新光三越台北南西店 台湾台北市
 新光三越台南新天地西門店 台湾台南市

④ U-International Factory Co.,Ltd.
 本社及び工場 タイ王国バンコク

(7) 使用人の状況

① 連結会社の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
製 造 小 売 事 業	578名	31名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、休職者等は除いております。
 2. 当社グループは、製造小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
512名	16名増	32.8歳	9.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、休職者等は除いております。
 2. 当社は、製造小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	410,022千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	305,600千円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	286,664千円
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	210,016千円
株 式 会 社 十 六 銀 行	121,698千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	71,100千円
岡 崎 信 用 金 庫	50,014千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月8日付で、名古屋証券取引所ネクスト市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,772,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,055,200株 |
| ③ 株主数 | 1,175名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社 秀吉	400,000株	37.9%
久野 新太郎	117,000	11.0
久野 栄太	113,000	10.7
ケイ・ウノ社員持株会	102,900	9.7
伊藤 崇史	44,000	4.1
渡沼 和則	44,000	4.1
青木 興一	44,000	4.1
名古屋中小企業投資育成株式会社	4,000	0.3
株式会社安藤塾	3,400	0.3
阿部 博紀	3,000	0.3

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	—	青木 興一	株式会社ユートレジャー代表取締役 愷吾柔璞琳夢股份有限公司董事 U-International Factory Co., Ltd. Director
取締役COO 兼執行役員	営業部、ユートレジヤー部、人事部 担当	伊藤 崇史	株式会社ユートレジャー取締役 愷吾柔璞琳夢股份有限公司董事長 U-International Factory Co., Ltd. Director
取締役CAO 兼執行役員	経理財務部、情報 システム部、経営 戦略部担当	渡沼 和則	株式会社ユートレジャー取締役 愷吾柔璞琳夢股份有限公司監察人 U-International Factory Co., Ltd. Director
取締役 (常勤監査等委員)	—	長谷川 学	株式会社ユートレジャー監査役
取締役 (監査等委員)	—	星野 一郎	弁護士法人才オールスター代表社員
取締役 (監査等委員)	—	山岡 誓子	株式会社八幡製錫所取締役 株式会社ワークライフインテグレート 代表取締役 東陽倉庫株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）星野一郎氏及び山岡誓子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）長谷川学氏、取締役（監査等委員）星野一郎氏及び山岡誓子氏は、以下のとおり財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）長谷川学氏は、経営者として長年会社経営に携わっており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しているほか、過去に当社の経理部門において業務に携わっており、当社業務への深い理解と相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）星野一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

- ・取締役（監査等委員）山岡誓子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、会社経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。
- 3. 社外役員の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、長谷川学氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員を含む。）を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年12月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し答申を受けております。また、取締役会は当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

A. 基本方針

取締役の報酬は金銭報酬とし、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬等で構成しております。個々の取締役の報酬の決定に際しては、会社の業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を総合的に勘案し、決定す

ることを基本方針としております。

B. 基本報酬の個人別の報酬額等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の報酬額等について株主総会で決議された報酬額の範囲内において、役位別報酬テーブルを基に算出した金額を基本方針に照らし合わせて総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

C. 業績連動報酬等の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬等は金銭報酬とし、会社業績が著しく向上した場合に限り、株主総会で決議し支給を決定することを方針としております。

D. 業績連動報酬等の個人別の報酬額等の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬等の金額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内にて、会社業績及び従業員賞与の水準等を勘案し、取締役会で決定しております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	44,835千円	44,835千円	—	—	3名
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14,130 (6,600)	14,130 (6,600)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	58,965 (6,600)	58,965 (6,600)	—	—	6 (2)

(注) 1. 当事業年度に係る業績連動報酬等は支給いたしませんでした。

2. 取締役の報酬限度額は、2021年12月27日開催の第31期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年6月14日開催の臨時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 星野 一郎	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査等委員会21回のうち21回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査等委員会において、その議案・審議等について取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員) 山岡 誓子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査等委員会21回のうち21回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会及び監査等委員会において、その議案・審議等について取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、U-International Factory Co., Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当項目はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要事項の一つと位置付けておりますが、中長期的かつ持続的な成長を見据えて内部留保の充実を図るとともに、採用を含む人材投資、事業投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことによって企業価値向上を実現することが株主に対する還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する剰余金の配当等の利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月末を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,402,875	流 動 負 債	2,299,577
現 金 及 び 預 金	1,021,288	買 掛 金	84,927
売 掛 金	438,958	短 期 借 入 金	440,000
商 品 及 び 製 品	763,709	1年内返済予定の長期借入金	325,272
仕 掛 品	326,846	未 払 金	172,207
原 材 料 及 び 貯 藏 品	706,539	未 払 費 用	221,085
そ の 他	145,532	未 払 法 人 税 等	25,755
固 定 資 産	1,139,221	契 約 負 債	833,126
有 形 固 定 資 産	530,707	賞 与 引 当 金	143,850
建 物 及 び 構 築 物	380,802	株 主 優 待 引 当 金	6,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	47,562	そ の 他	47,351
工 具 、 器 具 及 び 備 品	35,127	固 定 負 債	972,887
土 地	43,000	長 期 借 入 金	689,842
建 設 仮 勘 定	24,215	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,745
無 形 固 定 資 産	84,720	資 産 除 去 債 務	277,278
ソ フ ト ウ エ ア	53,779	そ の 他	21
そ の 他	30,941	負 債 合 計	3,272,465
投 資 そ の 他 の 資 産	523,792	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	85,028	株 主 資 本	1,252,834
差 入 保 証 金	345,097	資 本 金	55,040
繰 延 税 金 資 産	85,427	資 本 剰 余 金	350,780
そ の 他	8,239	利 益 剰 余 金	847,014
		その他の包括利益累計額	16,797
		為 替 換 算 調 整 勘 定	16,797
資 产 合 計	4,542,097	純 資 産 合 計	1,269,632
		負 債 純 資 産 合 計	4,542,097

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)

(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,004,176
売 上 原 価		2,945,611
売 上 総 利 益		4,058,565
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,955,757
営 業 利 益		102,807
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,646	
為 替 差 益	10,377	
そ の 他	1,134	13,158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,466	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	22,099	
支 払 手 数 料	6,314	
そ の 他	502	40,381
経 常 利 益		75,584
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,245	13,245
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		62,339
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	42,096	
法 人 税 等 調 整 額	△2,560	39,535
当 期 純 利 益		22,803
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		22,803

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,165,323	流動負債	2,087,093
現金及び預金	836,100	買掛金	110,615
売掛金	358,832	短期借入金	440,000
商品及び製品	727,027	1年内返済予定の長期借入金	325,272
仕掛け品	296,625	未払金	147,236
原材料及び貯蔵品	658,308	未払費用	217,736
前渡金	36,819	未払消費税等	17,464
前払費用	61,660	契約負債	671,197
その他の	269,317	預り金	9,935
貸倒引当金	△79,369	賞与引当金	137,539
固定資産	1,108,835	株主優待引当金	6,000
有形固定資産	509,045	資産除去債務	3,830
建物	373,699	その他の	267
構築物	160	固定負債	967,141
機械及び装置	35,035	長期借入金	689,842
工具、器具及び備品	32,936	資産除去債務	277,278
土地	43,000	その他の	21
建設仮勘定	24,215	負債合計	3,054,235
無形固定資産	71,330	(純資産の部)	
借地権	4,285	株主資本	1,219,923
ソフトウエア	40,389	資本金	55,040
その他の	26,655	資本剰余金	350,780
投資その他の資産	528,458	資本準備金	181,660
関係会社株式	110,639	その他資本剰余金	169,120
出資金	165	利益剰余金	814,103
長期前払費用	2,949	利益準備金	2,920
繰延税金資産	71,786	その他利益剰余金	811,183
差入保証金	337,887	固定資産圧縮積立金	3,320
その他の	55,850	繰越利益剰余金	807,862
貸倒引当金	△50,820	純資産合計	1,219,923
資産合計	4,274,158	負債純資産合計	4,274,158

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)

(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,498,301
売 上 原 価		2,919,371
売 上 総 利 益		3,578,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,532,969
営 業 利 益		45,960
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,476	
為 替 差 益	3,349	
そ の 他	760	7,586
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,378	
支 払 手 数 料	6,314	
そ の 他	501	18,194
経 常 利 益		35,352
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,245	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	82,108	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,289	103,642
税 引 前 当 期 純 損 失		68,289
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,774	
法 人 税 等 調 整 額	△351	14,422
当 期 純 損 失		82,712

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社ケイ・ウノ

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安 島 進 市 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケイ・ウノの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイ・ウノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせ得るような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社ケイ・ウノ

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 安 島 進 市 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケイ・ウノの2024年10月1日から2025年9月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事

項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（以下「内部統制システム」という。）について取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月24日

株式会社ケイ・ウノ 監査等委員会

監査等委員 長谷川 学 印

監査等委員 星野 一郎 印

監査等委員 山岡 誓子 印

(注) 監査等委員星野一郎及び山岡誓子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

コーポレートガバナンス体制の強化策の一環として、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第12条、第21条第3項及び第22条につきまして、取締役社長を取締役CEOに変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条 (条文省略) (招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第1条～第11条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役CEOが招集する。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役CEOが議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第13条～第20条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第21条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員ではない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第13条～第20条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員ではない取締役の中から取締役CEO1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>社長</u> が招集し、議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>CEO</u> が招集し、議長となる。取締役 <u>CEO</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
第23条～第43条 (条文省略)	第23条～第43条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	あおき こういち 青木 興一 (1971年 1月6日生) (再任)	2020年1月 当社へ出向 2020年5月 製造本部長 2020年10月 当社入社、クリエイティブ本部長 2020年12月 当社取締役クリエイティブ本部長 株式会社ユートレジャー取締役 2021年8月 U-International Factory Co., Ltd. Director (現任) 2022年6月 優吾柔瓈琳夢股份有限公司董事 (現任) 2023年10月 株式会社ユートレジャー取締役副社長 2025年4月 当社代表取締役社長CEO (現任) 2025年4月 株式会社ユートレジャー代表取締役社長 (現任)	44,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
2	いとう たかし 伊藤 崇史 (1983年 4月22日生) (再任)	2007年11月	当社入社	44,000株
		2015年10月	当社販売部長	
		2016年10月	当社営業企画部長（のちに部門名変更により 営業部長）	
		2018年9月	株式会社ユートレジャー代表取締役社長	
		2018年12月	当社取締役営業部長	
		2019年4月	愷吾柔璞琳夢股份有限公司董事	
		2020年5月	当社取締役販売本部長	
		2022年5月	当社代表取締役社長	
		2022年6月	愷吾柔璞琳夢股份有限公司董事長（現任）	
		2025年1月	U-International Factory Co., Ltd. Director（現任）	
		2025年4月	当社取締役COO 兼執行役員（現任）	
		2025年4月	株式会社ユートレジャー取締役（現任）	
3	わたぬま かずのり 渡沼 和則 (1973年 12月19日生) (再任)	2012年3月	当社入社	44,000株
		2016年10月	当社販売部長	
		2016年12月	当社取締役販売部長	
		2018年9月	株式会社ユートレジャー取締役（現任）	
		2019年4月	愷吾柔璞琳夢股份有限公司監察人（現任）	
		2019年10月	当社取締役商品部長	
		2020年5月	当社取締役管理本部長兼商品部長兼内部監査 室長	
		2021年8月	U-International Factory Co., Ltd. Director（現任）	
		2023年10月	当社取締役管理本部長兼商品部長	
		2024年3月	当社取締役管理本部長	
		2025年4月	当社取締役CAO 兼執行役員（現任）	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の再任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	はせがわ まなぶ 長谷川 学 (1958年 12月30日生) (再任)	2014年6月 株式会社長崎堂代表取締役 2015年12月 当社入社 2016年10月 当社内部監査室長 2017年10月 当社経営管理部長 2018年9月 株式会社ユートレジャーワークス監査役（現任） 2020年10月 当社経理財務部長 2021年12月 当社取締役常勤監査等委員（現任）	一株
2	ほしの いちろう 星野 一郎 (1971年 4月19日生) (再任)	1994年4月 株式会社リクルート 入社 2007年9月 弁護士登録 2007年9月 太田・渡辺法律事務所入所 2012年4月 星野一郎法律事務所開設 2017年8月 弁護士法人オールスター 代表社員 （現任） 2021年12月 当社取締役監査等委員（現任）	一株
3	やまおか せいこ 山岡 誠子 (1977年 1月17日生) (再任)	2001年10月 朝日監査法人（現有限責任あさひ監査法人）入所 2005年3月 公認会計士登録（登録名簿記載：小鹿誠子） 2005年5月 株式会社八幡製鉄所入社 2007年5月 株式会社八幡製鉄所取締役（現任） 2021年7月 株式会社ワーカーライフインテグレート代表取締役（現任） 2021年12月 当社取締役監査等委員（現任） 2023年6月 東陽倉庫株式会社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 星野一郎氏及び山岡誓子氏は社外取締役候補者であります。
2. 長谷川学氏は、経営者として長年会社経営に携わっており、経営に関する豊富な経験と高い知見を有しているほか、過去に当社の経理部門において業務に携わっており、当社業務への深い理解と相当程度の知見を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、経営に対する適切な監査・監督と有効な助言を得るべく、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。
3. 星野一郎氏は、弁護士の資格を有しております、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。その知見に基づき経営に対する適切な監査・監督と有効な助言を得るべく、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。
4. 山岡誓子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、会社経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。その知見に基づき経営に対する適切な監査・監督と有効な助言を得るべく、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。
5. 当社は、長谷川学氏、星野一郎氏及び山岡誓子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、星野一郎氏、山岡誓子氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬限度額は、2021年12月27日開催の第31期定時株主総会において、年額2億円以内としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いします。

本議案に基づき当社の対象取締役に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は、年額3千万円以内といたします。なお、当社の対象取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

具体的な付与対象者、支給時期及び配分については、各付与対象者の職責や当社への貢献度等を総合的に勘案し取締役会において決定することとしており、その内容は相当であるものと考えております。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に対象取締役に発行する新株予約権の数の上限は、300個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、本新株予約権の発行価額は本新株予約権の割当日における公正な評価額とし、当該公正な評価額は一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデル等を用いて第三者評価機関が算出する額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ取引日の終値。）のいずれか高い金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

(6) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

第5号議案 従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員に対して特に有利な条件でストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数の上限

本株主総会の委任に基づいて募集要項の決定をすることができる新株予約権につき、750個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式75,000株を上限とする。また、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、本新株予約権の発行価額は本新株予約権の割当日における公正な評価額とし、当該公正な評価額は一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデル等を用いて第三者評価機関が算出する額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それ

に先立つ取引日の終値。) のいずれか高い金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日まで (但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで) の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

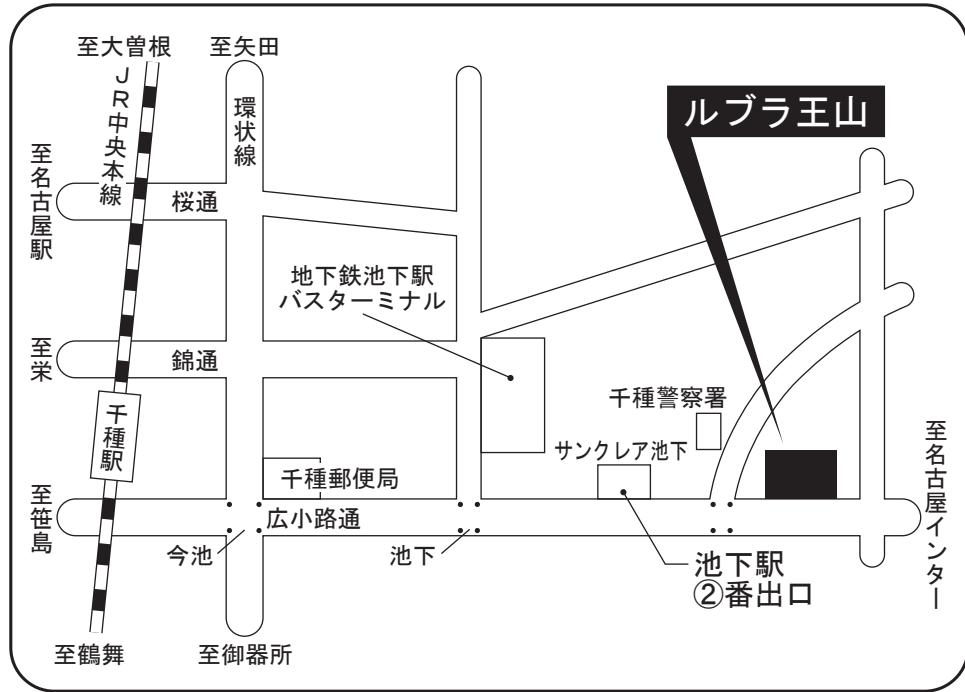
(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラン王山 2階 「金鯱の間」
電話 (052) 762-3151 (代表)



公共交通機関をご利用のお客様

地下鉄東山線・池下駅下車 徒歩3分